

2016.4

柳川・みやま消費生活センター / Consumer



アダルトサイトのワンクリック請求、詐欺メール被害が急増

【事例 1】

インターネットで無料のアダルト動画を再生しようとしたところ、突然「登録完了」となり、高額な会費を指定された口座に振り込んだ。会費を支払ってすぐに退会手続きしたのだが、2か月後、退会できていないと連絡があり、さらに数回振り込んでしまった。

【事例 2】

「お金をあげる」という電子メールが届いたので、受け取りの手続きのためにプリペイド型電子マネーを購入し、コード番号を伝えてしまった。

【アドバイス】

事例 1 の場合、契約は成立していません。電話をかけるよう誘導する画面が表示されるアダルトサイトもありますが、この場合も支払う必要は一切ありません。

ん。絶対に連絡しないようにしましょう。名前や電話番号などの個人情報を聞き取られるだけでなく、実際に次々とお金をだまし取られる恐れがあります。

また、事例 2 の場合は、コンビニやインターネットで購入できるプリペイド型電子マネーを購入させるケースです。いったん伝えたコード番号を相手が登録してしまうと、取り戻すことは非常に困難です。

少しでもおかしいと思ったら、お金を支払う前に消費生活センターに相談してください。また、払ってしまった後であれば取り戻せる可能性もあります。ぜひ一度問い合わせてください。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（☎ 76・1004）まで。

2016.5

柳川・みやま消費生活センター / Consumer



百貨店の名をかたるカード詐欺にご注意ください

【事例】

有名百貨店から番号非通知の電話があり、「あなたの名義のクレジットカードが高額な買い物に使われています。偽造された疑いがあるので、取引停止の連絡をしないと大変なことになります」と言われ、教えられた番号に電話したがつながらなかった。

【アドバイス】

不審な電話は無視し、こちらから問い合わせをしないでください。相談者は「まさか自分にこのような電話がかかってくるとは」と驚いていました。幸い誰も電話に出ませんでしたが、着信履歴は残ります。しばらく留守番電話にしておくとよいでしょう。

今年 2 月には鶴屋百貨店に顧客から事例のような件について複数の問い合わせがあり、同百貨店は次のような注意喚起をしました。

注意喚起 お客様のクレジットカードが不正に使用されたことを理由に、電話で個人情報を聞き出そうとする詐欺行為が多数発生していますが、当社はこのような行為を行っておりません。

このように、各地で百貨店をかたった、同様の詐欺行為が多数発生しており、各百貨店はホームページなどで注意喚起しています。

昨年春には、近畿地方で高齢の女性が 400 万円もだまし取られました。事例のような電話後に「カードを作り替える必要がある」と自宅に来た銀行の関連団体を名乗る男に、キャッシュカードを手渡し、預金を引き出されました。他にも複数の被害が報告されています。少しでもおかしいと思ったら、消費生活センターにご相談を。問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（☎ 76・1004）まで。

2016.6

柳川・みやま消費生活センター / Consumer

震災に便乗した悪質商法にご注意！

【事例 1】

自宅に訪問してきた業者から「地震で瓦がずれているかもしれない。無料で点検する」と言われた。点検の結果、「このままでは雨漏りする。すぐに修理した方がよい」と言われ、慌てて契約したら高額な工事代金を請求された。



【事例 2】

ボランティア団体を名乗る人から「地震の被災地への義援金を集めている」という電話がかかってきた。

【アドバイス】

事例 1 の場合のように、不安をあおりすぐに契約を迫る業者には注意が必要です。修繕工事をする際は、できるだけ複数の業者から見積もりをとり、家族や周囲の人に相談するなど、十分に比較検討してください。

また事例 2 は、災害に便乗した詐欺の可能性もあります。義援金を送るときは、信頼できる団体を通して送るようにしてください。

今後も災害時の混乱や被災者を支援したいという気持ちに付け込んだ便乗商法の被害が広がる恐れがあります。おかしいと思ったら消費生活センターに相談を。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（☎ 76・1004）まで。

2016.7

柳川・みやま消費生活センター / Consumer

健康食品は薬ではありません

【事例】

たくさんの人が集まった会場で、高額な健康食品が紹介された。参加者の 1 人が「10 年間通院しても治らなかつた持病が、この健康食品を 1 年間飲み続けたところ改善された」と体験談を発表した。そんなに効果があるならと購入した。

【アドバイス】

空き店舗などに人を集めて、巧みな話術で、高額な商品を売りつける「S F 商法」の手口です。高齢者の健康に対する不安な気持ちに付け込んだ「体験談商法」ともいえます。

健康食品は医薬品ではありません。効能や効果を強調して販売している場合、医薬品医療機器等法に違反している可能性があります。また、服用している薬との飲み合わせが悪いことも十分に考えられます。健康食品を取り入れる際は、まずかかりつけの医師に相談してみるのもよいでしょう。

また、契約してしまっても、未開封の商品などは返品できる可能性がありますので、あきらめずに早めに消費生活センターへ相談してください。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（大和庁舎 1 階☎ 76・1004）まで。

2016.8

柳川・みやま消費生活センター / Consumer

テレビショッピングなどの通信販売は契約条件をしっかり確認

【事例 1】

テレビショッピングでマッサージ器を購入した。実際に使ってみると、想像していたほど効き目がなく、返品を申してたところ断られた。

【事例 2】

有名なモデルが、ソーシャル・ネットワーキング・サービスで「愛用のダイエット食品初回お試し 500 円」と紹介していて、すぐにウェブサイトから注文した。1 度だけのつもりだったが、翌月も商品が届き、6000 円の請求書が同封されていた。2 度目の注文をした覚えはない。

【アドバイス】

通信販売では、クーリング・オフ制度（一定期間内であれば無条件で解約できる制度）は適用されず、業者の指定する返品の条件に従わなければなりません。

事例 1 のような電化製品の場合、初期不良以外の理由では、ほとんど返品できません。

また事例 2 のように、定期購入を契約していることに気付かなかつたという相談が増加しています。通信販売を利用するときは、割引や返品などの条件を、よく読んでから購入するようにしましょう。



特別な事情がある場合は、丁寧に事情を説明することで返品できる可能性があります。諦めずに早めに消費生活センターへ相談してください。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（☎ 76・1004）まで。

2016.9

柳川・みやま消費生活センター / Consumer

「ワンクリック詐欺救済 解決できます」はウソ？

■相談事例（50 代男性）

【被害 1】

パソコンでアダルトサイトを見ていて年齢確認すると有料登録になった。退会はこちらとありその番号に電話したが、「退会には 28 万円が必要で、支払わなければ裁判をする」と言われた。仕方なく、指示通りコンビニでプリペイド式のギフト券を購入して支払った。

【被害 2】

その後、アダルトサイトの情報をネットで検索するとワンクリック詐欺だという書き込みが複数見つかった。「詐欺被害救済」という無料の消費者相談室があつたので問い合わせたところ、「解決できます」と言わされた。被害金が取り戻せると思い、自宅に届いた契約書にサインして 10 万 8000 円を振り込んだが心配だ。

■結果

【被害 1】

典型的なワンクリック詐欺、つまり架空請求です。コンビニで購入した 28 万円分のギフト券は、相談があつた日から 10 日前の購入だったため取り戻せませんでした。

【被害 2】

相談室は「探偵」でした。契約書を見ると、業務内容は、サイトの住所などの「調査」とあり、被害額の返金については、どこにも書いてありません。相談室に電話をかけて交渉しましたが、契約金の 2 割、2 万 1600 円しか取り戻せませんでした。

【アドバイス】

まだまだ相談が減らないワンクリック詐欺被害。被害金を取り戻したい、という消費者心理に付け込み、契約を迫る手口が増えています。被害にあった消費者が新たな詐欺の被害者になる 2 次被害の事例です。

ネット情報を安易に信用してはいけません。同様の事例で当センターに相談があり、支払い前だったため救済できた事例もあります。早めにご相談ください。相談は無料です。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（☎ 76・1004）まで。



2016.10

柳川・みやま消費生活センター / Consumer

「東京五輪チケット」詐欺にご用心！

【事例】

自宅に「オリンピック財団」と名乗る団体から電話があり、「あなたの名義で入場券が申し込まれています」と言われた。身に覚えがないと答えたら「あなたの名前が利用されたようだ。犯人グループのリストに名前が載っている。同様の被害に遭った人が他にもいるので調査する」と言われた。その後、弁護士を名乗る人から電話があり「口座を差し押さえられるので早く手を打たないと大変なことになる」と言われ、銀行名を教えてしまった。



【アドバイス】

幸いなことに、相談者はまだお金をだましとられて

はいませんでした。今後は同じ相手からの電話には出ないようにと助言しました。

これは最近の話題を使った特殊詐欺の事例です。「オリンピック財団」や「日本スポーツ協会」など実在しない団体を名乗り、高齢者を狙って電話し、「逮捕される」「口座が使えなくなる」などと「不安」に付け込み、だます手口です。すでに昨年夏から各地で相談が目立ちはじめ、2000万円近くをだまし取られた人もいます。

東京オリンピックの入場券はまだ発売されておらず、開催の約1年前から売り出されるそうです。「電話でお金の話は詐欺！」。皆さんも十分に気を付けてください。

ちょっとでもおかしいと思ったら、消費生活センターに相談してください。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（☎ 76・1004）まで。

2016.11

柳川・みやま消費生活センター / Consumer

次々と持ちかけられる作品の雑誌掲載勧誘にご注意！

【事例】

突然自宅に電話があり、「あなたが投稿した俳句を見た。とても素晴らしい作品だ。ぜひ、うちの雑誌にも掲載させていただけないか」と褒められ、うれしくなって掲載を依頼した。その後別の出版社からも次々と掲載を依頼されるようになり、何度も高額な掲載料を支払ってしまった。

【アドバイス】

俳句に限らず、絵画や書道、写真など、自分の趣味の作品を褒められ、発表の場が持てることは、とてもうれしいことです。そのうれしい気持ち、あるいは自分の作品が認められたというプライドに付け込み、次々と掲載料を請求する手口には十分注意してください。



契約直後に断っても、「すでに印刷した」と言って解約に応じてもらえないかったり、勝手に掲載して、後から請求書が送られてきたりするなどの悪質なケースもあります。また、事例のように一度掲載を依頼してしまうと、次々と勧誘される恐れがあります。その場ですぐに契約せず、家族や友人などに相談してから判断するようにしましょう。

電話勧誘販売の場合、契約書面を受け取ってから8日間はクリーリング・オフができます。できるだけ早く消費生活センターにご相談ください。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工振興課内、9:00～16:30、☎ 76・1004）まで。

2016.12

柳川・みやま消費生活センター / Consumer



古い灯油で石油ストーブを使うのはやめましょう

【事例】

石油ストーブを購入して2日後、消火しようとしたが操作つまみが上がらず、緊急消火ボタンも作動せず、新品と交換してもらった。しばらく使えたが、今度は消火できなくなり、販売店の店員に消火してもらった。店員からは、「昨シーズンの灯油を使ったことが原因ではないか」と言われた。(70歳代、女性)

【アドバイス】

灯油は、保管方法を誤ると日光や熱による変質、水や異種の油などの混入により「不良灯油」になることがあります。無色のため気付きにくく、そのまま使うと、異常燃焼や機器の故障につながります。保証期間内でもその修理代は保証対象外（有償）です。

事故を防ぐには、以下の点に注意してください。

- ①灯油はシーズン中に使い切りましょう。
- ②どうしても保管する場合は、色がなるべく濃い灯油専用容器に入れ、ふたをしっかりと締めて日光の当たらない物置などに保管しましょう。
- ③長期保管した灯油は使用せず、ガソリンスタンドや販売店に相談して安全に廃棄してください。少量であれば、ほろ布に吸わせて可燃ごみの日に出せます。石油暖房機器の取扱説明書や本体にも注意喚起がありますのでご覧ください。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（☎ 76・1004）まで。

2017.1

柳川・みやま消費生活センター / Consumer

光回線を乗り換えるときは契約をよく確認して

【事例】

NTT西日本を名乗って「インターネット料金が安くなる」と電話があった。安いプランへ変更するだけだと思い、指示されるままに「転用承諾番号」を取得して担当者に伝えた。後日、知らない会社から請求書が届いた。身に覚えがなく問い合わせると、そこで初めて回線事業者が変わっていたことがわかった。解約を申し出ると、違約金が発生すると言わされた。

【アドバイス】

NTT西日本が自社の光回線を他の事業者に卸売することを「光卸」、卸売りを受けた事業者がサービスを提供することを「光コラボレーション（光コラボ）」、NTTから他社へ乗り換えることを「転用」と言います。既に光回線を契約している場合、NTTから取得した

「転用承認番号」を光コラボ事業者に伝えるだけで、工事なしで簡単に手続きが完了します。「安くなる」などの勧誘だけですぐ契約せずに、契約先、契約内容をよく確認してから契約するようにしましょう。

また、後日送られてくる契約内容を記した書面には、必ずしっかりと目を通してください。書面を受け取って8日以内であれば、契約を解除することができます。8日を過ぎていた場合も、解除できる場合があるので、できるだけ早く消費生活センターに相談してください。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（☎ 76・1004）まで。



2017.2

柳川・みやま消費生活センター / Consumer

大手デジタルコンテンツ配信会社を名乗った架空請求にご用心

【事例】

スマホにSMS（ショートメッセージサービス）で自分もよく知っている大手デジタルコンテンツ配信会社からメールが届いた。「有料動画サイトの閲覧履歴がある。登録解除の連絡をしないと身辺調査と強制執行の法的措置を取る」という内容だったが、身に覚えがない。「誤操作はこちらへ」と電話番号が書いてあるが、まだ電話していない。どうしたらよいか。

【アドバイス】

SMSとは携帯電話の番号で送信するメールです。11ケタの番号を選んで詐欺師が手当たり次第に送り付けています。

事例のように、「DMM」や「U-NEXT」、「ヤフー」など大手デジタルコンテンツ配信会社を名乗った架空

請求メールが届いたという相談が多発しており、消費者庁、国民生活センター、福岡県消費生活センターなどが注意喚起しています。

このようなメールを受け取ったら絶対に連絡せずに無視してください。

電話して退会費用を支払うと取り戻すのは困難です。

心当たりがあるて心配な人は、すぐに消費生活センターに相談してください。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工振興課内、9:00～16:30、☎76・1004）まで。



2017.3

柳川・みやま消費生活センター / Consumer

部屋の賃貸トラブルにご注意を

【事例1】

賃貸アパートを退去した。きれいに使っており、目立った汚れや傷はないのに高額な修繕費用を請求された。

【事例2】

賃貸アパートを退去した。部屋で喫煙しており、壁紙の全面張り替え費用を請求された。

【アドバイス】

新生活を控え、賃貸住宅の契約をする人も多いこの時期。退去時に事例のようなトラブルに巻き込まれないために、注意点をまとめました。

◆契約前

- ▷ 物件は必ず見に行く
- ▷ 気になる所は写真を撮っておく
- ▷ 契約の際、分からぬ点は質問してよく理解してからサインする

◆入居中

- ▷ 壁に釘を刺したり、家具を引きずって床を傷つけた

りしない

▷ できるだけ屋外で

喫煙する

▷ 結露に注意して、

こまめに掃除する

◆退去時

▷ 丁寧に掃除し、気になる所は写真を撮っておく

▷ 確認作業には必ず立ち会う

▷ 請求の内訳をもらう

国土交通省のガイドラインでは、「通常の使用では起きないような損傷がある場合は、賃借人に原状回復義務がある」となっています。特にたばこのヤニやにおいは、高額な請求をされる恐れがあるため、十分に注意してください。

相談、問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工振興課内、9:00～16:30、☎76・1004）まで。

